

日付：令和6年3月19日（月）18時30分～20時

場所：中央北生涯学習プラザ 小ホール

1 開会

事務局から、委員10名出席により会議成立の報告

2 委員紹介

事務局から、委員名簿により委員紹介

3 第4期「あまがさきし地域福祉計画」進捗管理手法について

事務局から、資料2-1、2-2、2-3の説明

【質疑応答】

○委員

資料2-1の4ページのボランティアグループが15から30という目標を掲げてあるが、現在の15グループはどんなグループなのか。尼崎市のボランティア団体は、かなり広範にグループが出来てきているのではないかと考えている。

また、言葉の質問だが、プラットフォームをかなりキーワードとして使っていると思うが、そのプラットフォームについて説明いただきたい。

○重層的支援推進担当

15グループですが、「支えあいをはぐくむ人づくり支援事業」という、地域団体と連携して地域の課題を解決する大学生や高校生のグループに助成をする事業に参加するグループです。

具体的には、今5つの大学と6つの高校で、それぞれ何グループか参加いただいて、地域で様々な活動をしています。活動は広範囲に及び、高齢者や子供の居場所づくり、障害者の支援、防災の取り組みなどです。令和5年度は19グループがこの事業を活用しており、その詳細は、ホームページにも掲載しているので、ご覧いただければと思います。

○尼崎市社会福祉協議会

ボランティアについては登録者数が少しずつ増えています。手話、点字、本の読み聞かせや掃除など、さまざまな種類があり、そのマッチングについては、ボランティアセンターで紹介したり、顔合わせの会を開いたりしております。

○重層的支援推進担当

「地区学びと活動推進事業」という事業でプラットフォームという言葉が使われており、これは各地域課が取り組んでいる事業です。様々な活動をするにあたっての相談を、地域住民が集まってみんなで解決しよう、そういった集まりを各地域でやっています。

このプラットフォームというのは、そういった地域での話し合いの場のイメージで使われていると思っています。

○委員

子供目線で、福祉分野と医療との連携というのはこれから取り組まないといけないと思っているが、具体的な話は思い描いていない。

ただ、尼崎の土壌という意味では、以前より、草の根的な支え合うという土壌を感じており、今まで医療として関わってきたので、今後も具体的な形で、地域づくりや子供支援、障害児者の支援に医療から関わりたいと思っている。

○委員

評価指標について、いろんな数字が出ている。数字はとても大事だが、例えば、高齢者の見守りでアンケートを実施したというだけでなく、その結果、満足度がどれぐらいだったとか、利用者・当事者による評価みたいなのも大事かと思うが、そういった点も十分反映されるのか。

○福祉部長

基本的な数値目標については、地域福祉計画に基づく数字になっており、その評価には繋がっている。

ただ、個別の事業について、例えば、高齢者や障害者の関係であれば、事業によっては、それぞれの部門別計画に基づいて指標等を定めて評価をするものもあり、それぞれの計画の中で評価をするものと考えています。

○会長

進捗管理手法については、まだ試行錯誤で、走りながら考えることが多いと思う。とりわけ、資料 2-3 について、総合計画が一番上位計画であり、こういうのがあったらいいなという期待やプラス面を増やしていこうという方向になっているが、地域福祉計画はそれだけではなく、困っている人をどれだけ減らすことができるか、問題・生活課題をどれだけ緩和することができるか、ということで、少しベクトルが異なっている。

また、先ほど地域課の話が出てきたが、まちづくりということで、福祉部局以外の部局も関わって複雑であり、場合によっては指標を変える必要が出てくることもあり、柔軟性を持たせる必要がある。特に市民の行動変容や意識変容をはかることから、指標を一本化するの難しい。

事業によっては、種まきの時期で、数字が上がらなくて当たり前なものもある。こういう P D C A では、財政サイドは単年度でどれだけ成果があったかという視点になりがちだが、市民の大きな変化と単年度予算ベースというのは、なかなか合致しない。そういったことも踏まえながら、今後も逐次いろいろなアイデアをいただきたい。

4 尼崎市社会福祉協議会地域福祉推進計画及び地域福祉活動専門員の活動状況について 尼崎市社会福祉協議会から、資料 3 の説明

○会長

最初の事例は児童遺棄、ネグレクトでもあるし、ヤングケアラー問題もあるし、或いは発達障害のお母さんのケアという事もある。本当にいろいろな分野に渡っていて、縦割りの行政だけでは対応できない。スタッフもそのようなネットワークが必要になる。

また、対処療法だけでなく、その前の段階として、社協では、ファミリーサポート事業や、子供がもっと小さい段階から親業やペアレンティング（※親がこどもに最適な成長発達を促進する環境をつくりだしたり、その環境を維持あるいは回復させること）を伴走型の市民サポートでやっていくホームスタート事業を実施している。

加えて、虐待経験ある家族へのアプローチも実施しており、かなり総合的に時系列をさかのぼってやっていないと、伴走型というのはかなり難しい。

後者の事例は、ずっと地域の世話をしていた方が、今度はそれゆえに早く気づいていただいて、いろんなサポートが入った事例で、こういう互助というのは、年代を超えて、互恵性をもっている事例だと思う。

5 重層的支援推進事業等の実施状況について 重層的支援推進担当から、資料 4-1、4-2、4-3 の説明

○南部福祉相談支援課

ひきこもり等支援事業について報告します。

ひきこもり等支援事業は、昨年度、この地域福祉専門部会でもご紹介させていただいた事業で、令和 4 年の 7 月からスタートし、今年で 2 年目となります。

事業の柱は、アウトリーチによる本人支援と月 2 回の居場所の実施、また 2 か月に 1 回、家族会を継続的に開催しています。

2年目に入ったので、月2回の居場所について、阪神尼崎駅南側のビルに加えて、北部地域の方も参加しやすくなるように、生涯学習プラザ等で出張居場所を4回開催しました。

さらに11月には、社会福祉協議会に事業協力していただき、ほっと館での出張居場所を実施しました。令和6年度は、ほっと館での実施回数をふやしていきたいと考えており、北部地域の拠点となるよう、社会福祉協議会と調整を行っているところです。

実績は、参考に今年度の12月末時点の数値を報告します。

アウトリーチ等の支援対象者は21名、居場所は22回実施し延べ89人、家族会は5回実施して延べ36人の参加となっています。

継続的な本事業の周知啓発が必要と考えられるため、次年度以降におきましてもホームページ、市報を活用するとともに、市政出前講座の実施や、地域包括支援センター・介護事業所・民生児童委員等への事業説明を行っていく予定です。

ひきこもり支援は長期支援が必要で、ゴールの設定は個々に異なります。

現時点でひきこもりを脱却したという例はありませんが、当事者と顔合わせができるようになったケースや顔合わせができてないケースでも、家族内で家族と当事者の会話が増えた、家のことを手伝い始めたという報告が上がっております。

家族会に参加された方は、落ち着く、他の家族のお話が聞けてよかった、自分だけではない、次回も参加者したいとの声を聞いておりました。中には、この家族会に参加して、引きこもりという特性について理解できて、お子さんとの会話ができるようになり、まだ、外には出られないが、一緒に晩酌をするようになったというような報告を受けております。

居場所は、最近、参加者が倍増して1回で9人が参加される時があり、支援員が対応できないときは、参加者同士でゲームを始めたり、雑談するといった自主的かつ協力的な行動が見られるようになっているとの報告を受けております。

6 令和6年度新規・拡充事業について

子どもの育ち支援センター、重層的支援推進担当、南部福祉相談支援課から、資料5の説明

【議題4・5・6について、あわせて質疑応答】

○委員

資料5の「生活困窮者に対する家庭改善支援の実施」の中で、「南北のしごとくらしサポートセンターに専門の支援員を配置し」とあるが、どういう方が専門になるのか。

○南部福祉相談支援課

国が全国的に周知しているのが、国主催の養成研修の受講者、もしくは受講予定者で生活困窮に相談支援を行える方。具体的な資格要件は、消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントの資格を有する者、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーです。

○委員

資料3の地域福祉活動専門員の活動状況の事例2は、不登校の方を学校に行かすという目標ではなく、引きこもりの人もあえて外に出すということではないというのは、文部科学省も厚生労働省も言っている形なので、興味深かった。

ただ、7ページの表を見ていると、ごみ屋敷の半数以上の方がADHD（注意欠如多動症）もしくはADD（注意欠陥障害）という統計が出ているので医療や保健の視点が少し不足しているのではと感じた。

こういった事例検討の時に、何ともう少し結びつけられたらいいかという視点を意識したら、より発展していくと思う。

○委員

資料5の「子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業」について、今度の児童福祉法改正で、里親支援センターが児童福祉施設として新規創設されているが、里親支援センターと児童相談所と、このショートステイの窓口として想定されている「いくしあ」との関係性はどういうふうに整理するのか。

○子どもの育ち支援センター

里親の拡大自体は、児童相談所の機能になるので、基本的には、我々も令和 8 年度に児童相談所の設置を目指す中で、連携しながら周知活動をしているところです。

特に、里親が少ない地域での説明会などを年に 2 地区ぐらい県と一緒にしています。

そういった中で、今回、ショートステイ先を里親に拡大するが、県、里親会、児童養護施設などと連携しながら事業のスキームを構築しているところで、4 月早々から活用していきたいと考えております。

○委員

「いくしあ」は里親支援センターになるのか。

○子どもの育ち支援センター

里親支援センターは、児童相談所が設置する施設という形になっておりますので、今の段階で「いくしあ」が設置するというものではありません。

○委員

「いくしあ」が設置するのではなくて、里親支援センターについてはノープランということでしょうか。

○子どもの育ち支援センター

今のところは「いくしあ」自体になるということではなく、おそらく、委託するような形になると考えています。

○委員

児童福祉法改正で里親支援センターが創設されるので、そのあたりを分かりやすく整理していかないと、児童相談所を創設する上で、いろいろ都合が悪いかと考えた。

○子どもの育ち支援センター

県も里親支援センターの設置に向けて、今、プロポーザルで募集をかけているところだと思います。

実は阪神地区については県で設置しない形になっているので、令和 8 年度に向けておそらく尼崎市が設置していくものと考えています。

まだ明確に「いくしあ」自体が実施する方針があるわけではないが、基本的には、どこかの施設に委託するものと考えています。